

年末年始のごみの収集について

問合せ：環境経済課 生活環境担当 ☎ 991-1839

- ▶ごみは収集日当日の**朝8時**までにお出しください。
- ▶年末年始は大量のごみが排出されることが予想されますので、収集時間が通常とは異なる場合があります。

燃えるごみ

	年末最終日	年始開始日
月・木コース	12月31日(木)	1月4日(月)
火・金コース	12月29日(火)	1月5日(火)
水・土コース	12月30日(水)	1月6日(水)

※燃えるごみの約20%は再生可能な紙類です。ダンボールやざつ紙などを燃えるごみに出さず、リサイクルしましょう。

粗大ごみ

戸別収集は申込制です。申込みは中間処理場(☎992-0531)まで。
■戸別収集/年末分12月3日(木)～9日(水)(土・日曜日を除く)
 年始分 1月7日(木)～13日(水)(土・日曜日を除く)
 ※申込みは前日までですが、混雑が予想されますので、早めにご予約ください。
■持ち込み/年末12月28日(月)まで
 年始 1月4日(月)から

その他のごみ

分別種類、収集コースによって異なります。「平成27年度・松伏町ごみ収集カレンダー」で確認してください。(町ホームページからも確認できます)

※詳しくは、ご自宅の「平成27年度・松伏町ごみ収集カレンダー」で確認してください。

国民健康保険加入者の皆さんへ 高額療養費支給制度について

問合せ：住民ほけん課 国保年金担当 ☎ 991-1868

ひと月の医療費の自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が支給される制度です(差額ベッド代などの保険適用外のものや入院時の食事代は除きます)。

自己負担限度額(月額)

【70歳未満の場合】医療機関ごとに計算します。(入院と外来、医科と歯科ごとに別計算)

総所得金額等	区分	3回目まで	4回目以降※1
901万円超	ア	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
600万円超 901万円以下	イ	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
210万円超 600万円以下	ウ	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
210万円以下	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	オ	35,400円	24,600円

※1 過去12か月以内に、高額療養費の支給が4回目以降の限度額

【70歳以上の場合】病院・診療所、歯科の区別なく合算して計算します。

所得区分	外来のみ(個人単位)	入院+外来(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%※2
一般	12,000円	44,400円
低所得者	8,000円	24,600円(一定基準以下の場合15,000円)

75歳到達月は上記の限度額が半額になります。

※2 過去12か月以内に、高額療養費の支給が4回目以降は44,400円

■申請手続き/該当する世帯には、診療した月から通常3か月後に町から申請書を送付します。

申請書が届きましたら、領収書と被保険者証などをお持ちの上、住民ほけん課国保年金担当に申請してください。

高額療養費の申請には領収書が必要です。確定申告時に医療費控除などで領収書を提出する方は、申告前に住民ほけん課国保年金担当にご連絡ください。